



スカパーJSAT

EsBirdサービス契約約款  
新旧対照表  
(第10版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

## EsBirdサービス契約約款 新旧対照表(第10版/令和4年10月)

旧	新
<p>(サービス提供の停止)</p> <p>第 42 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、EsBird サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(6) EsBird 地球局設備等に関し、事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則並びに細則 16 (EsBird サービス技術資料の主な項目) に定める条件及び当社が別に定める技術条件及び第7条 (使用する周波数) の規定に基づき当社が指定した送信周波数を遵守しないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払義務)</p> <p>第 55 条 契約者は、電波法に定める特定無線局 (包括免許制度適用の無線局) とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第 10 表 (無線局免許取扱手数料) に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(地球局の検査及び EsBird 地球局設備等の点検)</p> <p>第 64 条 当社は、電波法及び電波法関連諸規則に基づき EsBird 地球局設備等の検査及び機能確認を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査を行う場所を契約者に通知します。</p>	<p>(サービス提供の停止)</p> <p>第 42 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、EsBird サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(6) EsBird 地球局設備等に関し、事業法、事業法関係法令、電波法及び電波法関係法令並びに細則 16 (EsBird サービス技術資料の主な項目) に定める条件及び当社が別に定める技術条件及び第7条 (使用する周波数) の規定に基づき当社が指定した送信周波数を遵守しないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払義務)</p> <p>第 55 条 契約者は、電波法に定める特定無線局 (包括免許制度適用の無線局) とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第 10 表 (無線局免許取扱手数料) に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(地球局の検査及び EsBird 地球局設備等の点検)</p> <p>第 64 条 当社は、電波法及び電波法関係法令に基づき EsBird 地球局設備等の検査及び機能確認を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査を行う場所を契約者に通知します。</p> <p>附則 (実施期日) この約款は、令和4年10月1日より実施します。</p>